高崎市第5次総合計画の策定について

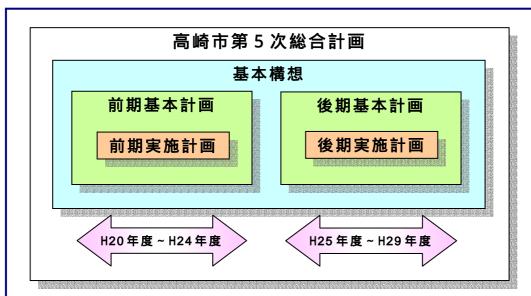
新高崎市の将来像とまちづくりの基本方針を定める「高崎市第 5 次総合計画」を策定します。高崎市第 4 次総合計画は平成 13 年度から 10 年間の計画ですが、合併を機に新しい総合計画を策定するものです。

1 計画の構成

高崎市第5次総合計画は、平成20年度から29年度までの10年間を対象とし、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成します。

「基本計画」では、『総論』や『分野別計画』の他、高崎・倉渕・箕郷・群馬・新町の各地域の「課題」や「将来像」、「まちづくりの基本方針」を明らかにした、『地域別計画』を定める予定です。

高崎市第5次総合計画の構成



基本構想・・・高崎市のまちづくりの将来像と、その将来像を実現するための施策の基本的な方向性を定めるもので、計画期間は平成20年度から平成29年度までの10年間です。「基本構想」は、地方自治法第2条において、議会の議決を経て策定することが定められています。

基本計画・・・基本構想の施策のあらましに沿って、より具体的な施策の内容を明らかにするもので、5年ずつ前期と後期に分けて策定します。『地域別計画』はここで定めます。

実施計画・・・基本計画を実現するための主な事業と、その目標や規模を明らかにし、各年度の予算編成や事業執行の指針とするもので、基本計画と同様に、5年ずつ前期と後期に分けて策定します。

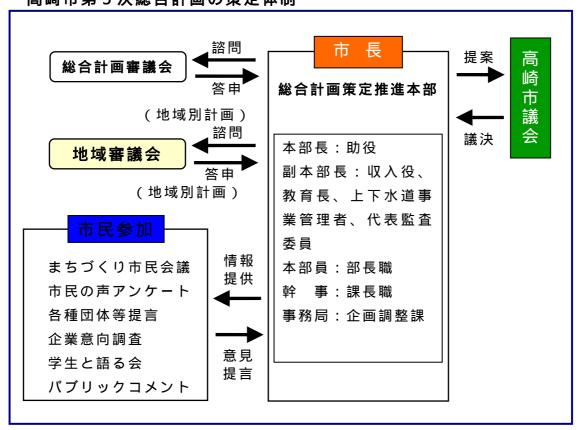
2 計画の策定体制

高崎市第5次総合計画の策定は、「新市建設計画」を踏まえるとともに、 幅広い市民の意見を聞くため、様々な市民参加により進めていきます。

庁内に設置した「総合計画策定推進本部」において、各行政分野の計画や施策の調整を行うとともに、市民参加や学識経験者等からいただいた意見を 集約し、計画案に反映させていきます。

そして、庁内で作成した計画案は、「<u>総合計画審議会</u>」や「地域審議会」 での審議を経たのち、さらに市議会での審議・議決を経て、決定することに なります。

高崎市第5次総合計画の策定体制



A: 高崎市総合計画審議会条例に基づいて設置される審議会で、市議会議員、関係行政機関等の役職員、学識経験者、公募市民から40人以内で構成されます。

3 策定スケジュール

おおよそ、次のようなスケジュールで、高崎市第5次総合計画の「基本構想」と「前期基本計画」を策定していく予定です。地域審議会では、庁内で作成した計画案(主に、前期基本計画に定める「地域別計画」の案)について、審議をいただきたいと考えています。

年度別スケジュール

【平成 18 年度】

<u>次の取り組みを通じて市民ニーズの把握を行</u>い、計画案を作成します。

- ・ 第 14 回市民の声アンケート調査(平成 18 年 2 月に実施)
- ・ まちづくり市民会議(平成18年7月~12月予定)
- · 各種団体等提言)
- · 企業意向調査 〉(平成 18 年秋頃予定)
- ・学生と語る会

【平成 19 年度】

平成 18 年度に作成する計画案に検討を加え、計画を策定します。

- ・ パブリックコメント手続(平成 19 年春頃)
- ・ 地域審議会(平成19年夏頃予定)
- ・ 総合計画審議会(平成 19 年夏から秋頃予定)

「第 5 次総合計画基本構想」は、平成 19 年冬頃に市議会へ上程する 予定です。